

## 第4章 「親なきあと」の対策としての将来設計の 確立を掲げた30歳代の事業のあり方

### 1. 救済の3原則の確立と年次計画の取組

#### (1) 守る会からの提起

守る会は、1981年の第13回全国総会で、2つの課題の中長期展望について検討することを決定した。課題の1つは守る会会員である親の高齢化に伴う守る会の組織対策、もう1つは救済事業の開始から7年が経過し救済事業の発展方向の検討であった。さらに事件の風化を心配した守る会の親たちは、忘れることができない8月24日の事件発表の日を風化させない取組として、次の年の8月に記念集会を開催することを決定した。

記念集会は、翌1982年8月22日に「27年目を迎えて森永ひ素ミルク中毒事件を考えるシンポジウム」として大阪市内で開催した。守る会が主催し、ひかり協会・太陽の会及び協会職員労組が協賛団体になり、丸山博氏が「14年目の訪問の意味するもの」、松岡健一氏が「医療活動に参加して」、中坊公平氏が「森永裁判の特徴」、ひかり協会の西尾雅七副理事長が「ひかり協会の過去、現在、将来」と題して、基調報告を行った。

課題の1つであった守る会の組織対策については、1983年の第15回全国総会で、守る会の名称を「森永ミルク中毒のこどもを守る会」から「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」に、会員資格を「親」から「親族及び被害者」に規約改正し、被害者の組織化に向けて基盤整備を行った。これに応じて、被害者組織であった太陽の会は1988年10月に「発展的解消」し、その歴史的役割を終えた。

もう1つの課題である救済事業の発展方向

の検討については、障害のある被害者の「親なきあと」の対策を含めた中長期の展望をもった救済事業の検討として、1983年度協会事業に対する要望を提出した。この要望に対して、ひかり協会は30歳代を迎える被害者の救済事業のあり方の検討を2か年計画で行うことを決めた。

#### (2) 「30歳代のあり方」の検討

ひかり協会は、まず1983年4月の第110回常任理事会で、「救済事業のあり方検討委員会」を設置した。この「検討委員会」は、翌1984年5月に「中間報告（第1次案）」、同年10月に「検討委員会案」、さらに1985年3月に「協会常任理事会案」を作成した。これらの各案は、専門委員会・地域救済対策委員会の調査・審議、守る会・太陽の会など関係者により繰り返し討議が行われた。この討議過程にあった1984年10月、ひかり協会・守る会及び太陽の会の三者は、三者会談確認書・協会設立趣意書の堅持、公的制度優先の原則、救済の3原則などを「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項」（以下「基本的確認事項」という）として、統一見解を示し討議の促進を図った。この「基本的確認事項」に基づいて「協会常任理事会案」は作成された。

協会会報「ふれあい」（1984年11月号）にも「検討委員会案」を討議資料として掲載し、アンケート①対象者（協会との連絡を常時希望する人）全員に検討を呼びかけた。

30歳代を迎える被害者の救済事業のあり方についての検討は、関係者の参加の規模及び検討内容の深さにおいても、1978年に決定した「20歳代のあり方」検討をはるかに超える取組に発展した。検討期間も当初2か年の目標で出発したが、“救済か賠償か”をめぐる三者会談確認書の理解の問題や、公的給付と協会事業との関係、救済事業としての生活保障のあり方など、救済の原則的な問題が議論になった。救済の理念・基本にかかわるこうした問題について、被害者・親族などの関係者の合意を得ることが今後の事業と運動にとって重要であると判断し、検討期間を1年延長した。現地では、三者懇談会（守る会・太陽の会の各都府県本部常任委員、現地事務所で構成）や地域交流会（被害者・親族が参加対象）が開催され、実施回数の上でも参加人数の上でも数多く、広く深く粘り強く討議が行われた。こうした取組の結果、「協会常任理事会案」は関係者の合意に至り、1985年11月の第58回理事会で「30歳代をむかえての被害者救済事業のあり方」（以下「30歳代のあり方」）として決定した。

また「基本的確認事項」とした、「親なきあと」の対策としての施設問題及び医療・生活両面からの協会独自の保険共済制度については、1985年8月の第57回理事会で、それぞれ調査研究委員会を設置し検討を行った。施設問題については、1988年3月の第162回常任理事会で、調査研究委員会の検討結果を受けて「対象者の施設に対する需要は未だ流動的である」ことから、既設の施設を積極的・有効的に利用するという結論になった。また協会独自の保険共済制度については、1986年11月の第63回理事会で、調査研究委員会の検討結果を受けて、多額な資金を必要とすることから自主運営は困難であり既存の制度活用を考えるとという結論になった。

### (3) 救済の3原則に基づく救済事業の実施

「30歳代のあり方」検討にあたって、協会設立以来10年間の救済事業の総括を行った。救済事業は「20歳代のあり方」で確立した救済の3原則（①自立と発達を保障する事業であること、②総合的事业であること、③個別対応こそ生きた救済であること）を基本にし、事業を実施してきた。その結果、障害のある被害者の状況は、在宅状態が減り、一般就労や共同作業所通所などの訓練へ、あるいは結婚・子育てへと、生活が自立の方向へと変化していた。また、ひかり協会が実施した教育事業への参加と労働への参加などにより、読み書き算を始めとする基礎的力量や、生きる意欲、労働意欲、自覚の向上が特徴的な変化としてみられた。しかし、事業実施にもかかわらず在宅状態・長期入院の状態にある困難な被害者も残されていた。

アンケート①対象者（協会との連絡を常時希望する人）の状況は、この10年間で3,182名から6,361名に、事業適用した者は1,631名から3,208名に、相談事業を実施した者は514名から2,695名に増加した。

こうした10年間の被害者と救済事業の到達状況とともに、「30歳代のあり方」検討の“救済か賠償か”をめぐる議論をとおして、今後救済事業を充実発展させていくこと、そのためには救済の3原則に基づく事業の実施が必要であることが明らかになった。そして、第1の自立と発達の原則は、救済事業が被害者の障害・症状の軽減と人間としての能力・人格の発達を図り社会への全面参加をめざすものとして、第2の総合的事业の原則と第3の個別対応の原則は、第1の原則を実施する上での原則を示したものとして、「30歳代のあり方」の中に成文化された。

#### (4) 「親なきあと」対策としての 将来設計確立・実現の年次 計画など

ひかり協会は、守る会からの障害のある被害者の「親なきあと」の対策を含めた中長期の展望をもった救済事業の要望に応えるために「30歳代のあり方」を決定し、翌1986年度事業計画で、必要性和緊急性のあった次の5つの事業について、3～5年の中期の年次計画を作成し、計画的に事業を実施していくことを決めた。

- ①障害のため自立が困難な者の将来設計の確立を援助する3か年計画（1985～87年度）
- ②障害を有する者の世話役活動を業務とする協力員配置の3か年計画（1986～88年度）
- ③就業指導対象者の就労保障の3か年計画（1986～88年度）
- ④アンケート①を対象とした一般検診の5か年計画（1986～90年度）
- ⑤アンケート①対象者の「健康と生活」の実態把握第二次調査の4か年計画（1985～88年度）

特に①の将来設計確立を援助する3か年計画は、障害のため自立が困難な被害者に対して、相談事業の取組の中で本人・親族と面接し、希望する将来設計を実現していくために必要な課題を3年間で整理・作成することを目標とした。被害者本人から出された将来の希望が就職や結婚したいという自立の方向に対し、父母から出された希望は兄弟に面倒をみてもらいたい、あるいは入所施設で生活させたいという内容であった。ひかり協会は、障害が重度であっても自立と発達を保障する救済の原則に立って、被害者本人が希望する将来設計を実現することを基本にすえ、それまでの現地の実践に基づいて整理した将来設計の5つの課題（①障害・症状の軽減と自力で生活できる力の獲得、②労働

の場の保障、③生活の場の保障、④援助のネットワークの確立、⑤経済的基盤の確立）に沿って、1人ひとりの実現するための課題を整理した。さらに1988年度からは、将来設計の実現を援助する5か年計画に取り組んだ。将来設計の年次計画は「親なきあと」の対策として出発したが、取組の中で被害者本人の主体性を重視し、親の生きている間に実現あるいは見通しをもてるようにすることが重要だということになっていった。

一方、30歳代を迎えた被害者の健康状況は、これまで実施した2回の実態調査の結果から、「具合の悪いところのある者の割合は、同年齢層の国民の割合と比較しても高く、全体としていけば健康状況は不安定ないし動揺性をもっている」ことが明らかになった。そのため、ひかり協会は1986年度からアンケート①対象者（協会との連絡を常時希望する人）を対象とする一般検診5か年計画の取組を開始した。検診実施にあたっては、それまでの協力医療機関に加え、行政にも要請し公立病院で受診できる体制を確立した。

この5年間の年次計画の中で、実人数5,224名（アンケート①の82%）の被害者が検診を受診した。さらに1991年度からは受診結果のフォローアップとして、自主的健康管理を援助する2か年計画に取り組んだ。



全国被害者交流会（広島県の仲間）

## 2. 行政の協力と公的制度の活用方針

### (1) 公的制度の活用と三者会談 確認書に基づく行政協力

「20歳代のあり方」で、行政協力及び公的制度の活用について、ひかり協会が行う事業を行政に“肩代わり”させることではないこと、公的制度を国民の権利として活用していくことを明確にした。たとえば、医療費の支給についても医療保険制度の適用を原則とし、付加給付等を控除した自己負担分を支給の対象としてきた。また、補装具の援助や住宅改造の助成などの障害者福祉制度、職業安定所や職業訓練校など就職促進施策等の活用を進めてきた。

「30歳代のあり方」検討は、この10年間の救済事業が公的制度を単に利用するという消極的な立場でなく、被害者の自立・発達を保障する総合的救済として事業を充実させる立場に立って、医療保険制度、障害者福祉制度、就職促進施策などの公的制度の積極的活用を実践の基本としてきたことも、救済事業の充実・発展にとって重要であることを明らかにした。

すでに1973年12月の第5回三者会談確認書で、国は守る会に「積極的に援助」し「協力すること」を確約し、協会設立前後の時期に飲用認定作業を国の責任で行うと約束した経験があった。また、1979年の養護学校教育の義務制実施にあたって、京都府や和歌山県などの一部被害者の実現にとどまっていた就学猶予・免除の被害者に対する義務教育の保障についても、直接文部省と話し合い、過年齢であっても入学許可の措置を行うと約束させ、義務教育未修了の被害者の教育権を回復した経験があった。さらに1981年の第14回三者会談で、協会が実施する医学的研究に対して、行政として積極的に協力することを確認し、大阪府立成人病センターに委託した疫学研究

班には厚生省（現厚生労働省）も参加し現在に至っている。

### (2) 労働省通知に基づく 行政協力の仕組みづくり

被害者の就労保障の援助については、ひかり協会設立以来切実かつ重要な課題で、京都府や広島県などでは職業安定所を統括する行政機関との懇談や協力が取り組まれていたが、まだ一部の事務所にとどまっていた。「30歳代のあり方」検討のさなかの1985年3月、労働省職業安定局障害者雇用対策室長から各都道府県宛に労働省通知（障対発第4号、1985年3月25日）が出された。これは、前年に守る会が、労働大臣に就任した三者会談顧問の山口敏夫衆議院議員（当時）を表敬訪問した際に、労働行政の協力を要請し実現したものであった。労働省通知は「ひかり協会の実施する事業に対する行政協力」としての最初の通知で、その後の行政協力の仕組みづくりに大きな影響を与えた。ひかり協会は、この通知にしたがって就労指導対象者名簿を労働省に提出し、職業安定所等の協力も得て、障害のある被害者等の就労保障に取り組んだ。厚生省も労働省通知を受けて、厚生省通知（衛食第115号、1986年6月21日）を出し、協力の促進を指示した。1987年には、ひかり協会と労働省の定期協議が開催され、取組の総括が行われた。以後この定期協議は毎年1回開催され、現在に至っている。

### (3) 森永ミルク中毒事件関係都府県 担当係長会議の開催

同じ1987年、精神衛生法が精神保健法に改正された。ひかり協会は「30歳代のあり方」に基づく将来設計の実現を援助する年次計画

の開始時期にあたって、この年開催された第20回「三者会談」で、対応が難しく増加する精神障害等の被害者に対し、厚生省に精神衛生等の保健行政の協力を要請した。この件は引き続き「三者会談」救済対策推進委員会で協議され、その結果、ひかり協会の精神神経科等の地域救済対策委員と都府県窓口課及び精神保健主管課の担当官等で構成する推進チームをつくり、精神障害等の被害者の対応を進めることになった。そして、行政協力で問題が生じた時は、厚生省として該当県に対して個別に指導することにした。この内容を厚生省通知として出すことも検討されたが、実現しなかった。

さらに厚生省は、この取組を促進するために、翌1988年「森永ミルク中毒事件関係都府県担当係長会議」を開催した。この会議は、これ以降毎年開催され、その後政令市も加え「森永ミルク中毒事件関係都府県市担当係長会議」に名称を変更された。厚生省の担当窓口課が、生活衛生局食品保健課であったことから、ひかり協会の救済事業に係わることは生活衛生局食品保健課の関係主管部局長会議や課長会議で扱われていたが、都道府県の担当窓口課が必ずしも食品保健関係部局でなかったために周知・徹底するという点では不十分さがあった。しかし「森永ミルク中毒事件関係都府県担当係長会議」が開催されるようになり、この問題は解決した。また、地域救済対策委員会への出席は、当初、福井・和歌山・島根・徳島など一部にとどまっていたが、この会議が開催されるようになり出席県・出席回数も増えた。現在では、すべての救済対策委員会に都府県の窓口課が委員またはオブザーバーとして出席が得られるようになった。

#### (4) 保健・福祉分野の行政協力の仕組みづくり

1990年の第23回「三者会談」で、ひかり協

会は、これまでの労働行政・保健行政での行政協力の実践と到達状況を踏まえて、福祉行政の協力及びネットワークづくりが当面の行政協力の課題であることを提起した。これを受けて、その後4回にわたる「三者会談」救済対策推進委員会で粘り強く検討が行われ、1991年7月、厚生省生活衛生局食品保健課長より各都道府県衛生主管部(局)長宛に「(財)ひかり協会の実施する事業に対する協力について(依頼)」の通知(衛食第91号、1991年7月8日)が初めて出された。この通知によって保健・医療・福祉などの厚生省関係の行政協力の仕組みが実現できた。この通知にしたがって、ひかり協会が提出した行政協力の必要な障害のある被害者の名簿は、都府県を通じて保健所で管理されるようになった。保健所は、ひかり協会から要請があれば、関係機関との連絡調整を行うことになった。この結果、障害のある被害者に必要な支援やネットワークづくりが進んでいった。

また1990年には、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、児童福祉法、老人保健法、老人福祉法などの福祉八法の改正が行われ、保健・福祉分野における権限と役割が都道府県から市町村に移行する時期にあった。ひかり協会はこうした状況を踏まえ、厚生省通知(衛食第91号)を市町村に周知徹底し、行政協力の促進を図るために、厚生省推薦の行政向けパンフレット「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」を1994年に作成した。このパンフレットは、この年の秋に厚生省・労働省の協力を得て、全国47都道府県及び被害者が在住する1622市町村、536保健所、727福祉事務所、213の職業安定所に配付し、ひかり協会が行う救済事業と厚生省通知(衛食第91号)の理解と協力が進むようにした。

## (5) 総合的な行政協力の仕組みづくり

1996年の第29回「三者会談」で、地域保健法の制定などにより施設や在宅福祉サービスが市町村で実施されるようになったことや、被害者が住んでいる市町村には窓口課が設置されるようになったことを受けて、国と都道府県と市町村の連携を発展させるために4つの項目を決議した。

1つ目は、厚生省内に窓口課の生活衛生局食品保健課を事務局にして、大臣官房障害保健福祉部障害福祉課・精神保健福祉課、健康政策局計画課、老人保健福祉局老人保健課で構成する「森永ひ素ミルク中毒被害者対策に関する連絡会議」（省内連絡会議）を設置し、毎年会議を開催し、国・都道府県及び市町村の保健・福祉関係の行政協力が円滑に進むようにしたことである。2つ目は、市町村等の保健婦が参加する全国保健婦長会議に食品保健課から資料を出し、行政協力を依頼することになったことである。3つ目は、森永ミルク中毒事件関係都府県市担当係長会議を見直し活動状況が交流されるようにしたこと

## 3. 協力員活動の制度化

### (1) 協力員制度の前身

協力員制度の前身は、非専従であった事務所長を補佐するために設置した相談補助員であった。守る会は1977年2月の拡大常任理事会で遠隔地域に相談窓口の設置を決定した。協会設立時、守る会は「要求する側」、協会は「救済する側」という理解があったために、救済事業を実施する上で様々な困難が生じた。守る会は1975年の第41回拡大常任理事会（松山合宿）で、協会と守る会の関係は不足の部分の補完し合うことにより真の恒久救済の体系が実現するという統一見解を発表

である。4つ目は、保健福祉分野の役割が増大している市町村の理解と協力が進むように厚生省通知（衛食91号）を改正することである。（衛食第240号、1996年9月19日）

1998年には、「三者会談」の協議を受けて、施設入所を希望する被害者の取組を円滑に進めるために厚生省から都道府県に通知（衛食第88号、1998年9月11日）が出された。ひかり協会は、都道府県窓口課に対象の被害者名簿を提出し、施設への円滑な入所の取組を進めた。さらに2004年7月には、厚生労働省から介護保険制度・支援費制度及び健康増進法の施行等に伴い厚生省通知（衛食91号）の改正（食安企発第0730001号、2004年7月30日）が行われた。

ひかり協会は、厚生省推薦の行政向けパンフレット「保健・医療・福祉・労働などの市町村の行政協力について」を1996年の厚生省通知の改正時に、2001年の国の省庁再編に伴い厚生労働省になった際に、さらに2004年の厚生省通知の改正時に改訂を行い、その都度厚生省・労働省などの協力も得て全国の関係行政機関に配付し、その内容の周知を図り、行政協力の促進に取り組んだ。

し、協会と守る会の正しい関係を整理した。こうした守る会の統一見解に基づいて、守る会は協会に相談窓口の設置を提起した。

これを受けて、協会は7月の第37回常任理事会で相談窓口・相談補助員制度を発足させた。守る会もこの年の第9回全国総会で、この制度によって「協会事業への新たな参画の局面が開かれた」と評価した。これは、三者会談確認書の第5項の守る会の「立場と責任において、被害救済のために協力する」ことに基づくもので、相談窓口・相談補助員には守る会の各都府県本部の役員を委嘱し、現地における協会の窓口・世話人として、守る会

の親たちが活動した。

被害者が30歳代を前にした1982年、被害者の実態を把握し、そのニーズに応える救済事業を実施していくために、ひかり協会はアンケート①対象者（協会との連絡を常時希望する人）に対する第1次実態調査活動（1982～1984年度）の実施を決定した。調査方法は、それまでの郵送回収調査から被害者に直接面接する方法に変更した。また、職員・協力専門家とともに相談補助員・相談窓口が実態調査活動に参加できるよう、同年10月の第104回常任理事会で実施要項を改正し、守る会役員の親とともに太陽の会役員の被害者も実態調査と相談窓口活動に参加した。

## （2）協力員制度の設置

1985年決定した「30歳代のあり方」は、守る会の「親なきあと」の対策の要望に応え検討が行われたが、「親なきあと」の対策は救済事業の課題だけでなく、守る会にとっても今後の運動の受け皿組織づくりの課題であった。ひかり協会は、それまでの相談補助員・

相談窓口制度を1986年1月の第59回理事会で協力員制度に改正し、役員に限定していた相談補助員・相談窓口を役員に限定せず、委嘱も親から被害者中心に移行していくことにし、名称も協力員に変更した。また、世話役協力員もこの協力員制度の中に位置づけ、障害のある被害者に対する身近な相談に応じ必要な助言や援助・世話をを行うことにした。

この改正により協力員活動への被害者の参加が進み、三者会談確認書の調印団体である守る会の立場と責任において救済事業に参加・協力する基盤が確立した。同時に、守る会への被害者の加入と組織化も進んでいった。

1985年度から1988年度に取り組んだ第2次実態調査は、第1次に比べて本人回答率が19ポイント増加し62.4%に、面接が12ポイント増加し80.8%に大きく改善した。

協力員制度は、2001年度に「健康についての救済事業協力員」に改正され、実態把握活動から生活習慣病の予防を始め、被害者同士が連帯して健康を守る活動に重点が移っていた。委嘱人数の推移は次のとおりである。

【表－5】救済事業協力員等への被害者・親族の委嘱数の変化

年 度	1977	1981	1986	1991	1996	2001	2005	2015
名 称	相談補助員 ・相談窓口		協力員			救済事業協力員		
被害者	2	5	24	167	325	372	444	679
親 族	46	98	51	38	7	0	0	0
合 計	48	103	75	205	332	372	444	679

## 4. 給付基準の作成

「30歳代のあり方」に基づく金銭支給基準案は、「検討委員会」の中に小委員会を設置し、1984年10月から1985年1月、1985年3月から9月の2次にわたって検討が行われた。

守る会は、「親なきあと」の対策として、

ひかり協会の手当について、生活保障としての年金化を求めていた。そのため「30歳代のあり方」では、生活保障の水準をどのように考えるかが検討課題の1つになった。

ひかり協会・守る会及び太陽の会の三者

【表－6】「30歳代の救済事業のあり方」に基づく金銭給付

新基準の手当と主な内容（1986年度の支給月額）		
手 当 ひ かり	生活手当	生活保障水準額（110,000円） 基礎年金1級受給の場合 45,125円 基礎年金2級受給の場合 58,100円
	調整手当	1級55,000円、2級49,500円、3級22,000円
介 護 料	介護料保障水準額（66,000円） A 66,000円（特別障害者手当受給の場合45,200円） B 52,800円（同 32,000円） C 39,600円（同 18,800円）	
	一時介護料（1日につき介護料Aの30分の1）	
健康管理費		10,000円以内
自立奨励金		教育奨励金（支給20,000円、貸付20,000円）、生活訓練奨励金（35,000円以内）、職業訓練奨励金（100,000円以内）、施設入所者奨励金（面会・帰宅交通費）
就労奨励金		求職奨励金（家計中心者100,000円以内、他20,000円） 就職奨励金（20,000円）
職場定着奨励金		企業定着奨励金・共同作業所通所奨励金（20,000円以内）

は、三者の一致した意見を「基本的確認事項」として1984年10月に発表した。その中で、重度の障害のある被害者に対する生活保障は、公的給付と合わせて国民的合意の得られるものとするとし、賠償的な考えでなく、被害者本人の生活費を賄うことができる所得保障の水準額を設定することにした。

「30歳代のあり方」検討は、すでに守る会として決着済みの“救済か賠償か”の議論を被害者・親族などの関係者で、検討期間を1年延長し繰り返し行った。その結果、救済事業は過去の損害賠償を対象としたものではなく、被害者の原状回復を基本とした救済制度であり、「恒久対策案」で言う新しいパターンの損害賠償制度であると整理し、“救済か賠償か”の議論の決着を図ることができた。

ちょうどこの時期、国は年金法の改正を検討中で、厚生年金と国民年金等の年金の共通部分を基礎年金とし、厚生年金加入の場合は基礎年金に報酬比例年金が加算される制度を検討していた。こうした国の年金制度の動き

を踏まえて、協会の生活保障事業の考え方は公的給付の障害基礎年金と協会の手当（生活手当）を合わせた金額を保障水準額とすることにした。また、それまでの定額制から、障害基礎年金の引き上げ率にスライドする方式を導入することにした。施設に入所している被害者についても同様に生活保障として生活手当を支給することにし、それまでの施設入所者手当及び措置費自己負担分の援助は行わないことにした。従来「調整手当」は「生活手当」と「調整手当」の2つの手当に分けられ、この2つを総称して「ひかり手当」とし、スライド制度を導入した。

介護費用は、当時まだ障害者のホームヘルプサービスが制度として確立されていなかったため、国の家庭奉仕員派遣事業の基準に算出した金額を介護料保障水準額として設定し、それまでの定額制から国の特別障害者手当の引き上げ率にスライドする方式を導入することにした。特別障害者手当を受給している場合は、介護料保障水準額からその額を控

除した金額を支給することにした（1995年度から実施の「40歳以降のあり方」で特別障害者手当の控除はしなくなった）。従来の「付加手当」は「介護料」になり、保障水準額の設定とスライド制度を導入した。



専門家らによる熱心な討議が重ねられた

## 5. 理事長専決事項・理事会・常任理事会の分担の見直し

### (1) 見直し検討の経過

ひかり協会の運営・体制の見直しについては「基本的確認事項」の中で、評議員会制度について「設置する時期にきている」こと、また事務所体制についても「10年間の総括から、特に現地事務所は救済センター、及び協力を組織する組織センターの役割を果たさうよう、その体制を強化する必要がある」としていた。

ひかり協会は「30歳代のあり方」決定後、1987年度に入り、理事会運営の見直し及び評議員会の設置、事務局の運営等の効率化・簡素化について、運営・体制の見直しとして検討を行うことを決定した。これについては、協力専門家や守る会にも地域連絡協議会や本部交流会を通じて意見を求めた。厚生省とも再三意見調整を重ねた。運営・体制の見直しの検討は、事業のあり方の検討とは違った困難をもっていたが、関係者の努力もあって、2年間の検討を経て、1989年3月の第74回理事会で確定した。理事会運営の見直し及び評議員会の設置をしたが、事務局の運営・体制の改善の全面的な見直しは、40歳以降の事業のあり方を見通しながら検討することにして、現地・本部の各種会議のもち方や職員研修要領など当面必要な項目について改善した。

### (2) 理事会運営の見直し

ひかり協会の理事会は他の財団法人と違って、守る会が提起した「恒久対策案」を踏まえ、三者会談確認書で「(森永は)すべての対策について救済対策委員会の判断決定に従う」と確約したもとで設置され、三者の合意のもとで守る会が委嘱した中央救済対策委員会が全員理事に就任し発足した。初代曾田理事長以降、理事長は非常勤であったため、理事長専決事項を日常業務として執行するために常務会を設置してきた。常務会は、寄附行為に定める機関ではないが、日常業務を推進していく上で積極的な役割を担い、救済事業と運営を円滑に進めることができた。

しかし、救済事業が開始された設立当時に比べると、事業のあり方が確立して事業の基準・要綱も整備され、事務局体制も確立されるようになり、協会事業の前進に見合った、より効率的な理事会の運営・活動が求められるようになっていた。

決定した運営・体制の見直しにより、理事会と常任理事会で扱う議決事項を整理し、寄附行為第6条第1項但し書きによる常任理事会の付議事項を明確にした。また、こうしたことによって、理事会の審議は重要事項に集中され、日常的な活動は常任理事会で処理さ

れるようになり、理事会運営の効率化を図り、理事会と常任理事会の開催を減らした。理事会と常任理事会の議決事項の整理に伴い、理事長の専決事項についても見直しを行い、理事長の専決事項は寄附行為により専務理事、常務理事に、協会規程により事務局長にそれぞれ職務を分担または任命した。また、この連絡調整の場として常務会を位置づけた。常務会は寄附行為に定める機関ではないが、理事長専決事項を日常の業務として推進していく上で大きな役割をその後も担うことになった。

### (3) 評議員会の設置

守る会は評議員会の設置について、ひかり協会が法人として安定するまでは見合わず態度をとってきたが、この10年間のひかり協会の事業と運営を踏まえ、評議員会の設置を判断した。また、ひかり協会の設立経過、三者会談確認書に照らして、財団法人一般の評議員会ではなく、協会事業に参加し協会事業を理解し支える力となる評議員会の設置が必要となっていた。

ひかり協会の理事会は、協会運営において、設立趣旨や発起人会決議に照らして、被害者・親族の意見を積極的に反映させることは基本的な事項であり、親の高齢化に伴う被害者の協会運営への参加を展望したとき、その道を評議員会に求める時期にきていると判断した。また、協会設立以降の経過に立てば、一般の評議員会の性格とは異なり、地域救済対策委員会を始めとする専門家の意見や活動を協会運営に反映させることが、今後の事業の発展にとって極めて重要であった。評議員会は、すべての対策について理事会の判断・決定にしたがうという三者会談確認書第2項との関係を踏まえて、寄附行為第23条第2項に定めた「この法人の運営に関する主要事項に関し、意見を述べることができる」理事会の諮問機関として設置された。構成は、三者会談確認書の精神、協会設立発起人会の申し合わせ事項を尊重し、協力専門家・学識経験者及び守る会会員による30名以上35名以内とし、任期は2年とした。会議は原則年1回、理事長の招集により開催することにした。これに伴い、寄附行為に定められた地域連絡協議会は改組した。